

[令和 5 年 3 月 23 日 太陽電池部会資料]

令 4 環境政策第 600 号

令和 5 年(2023 年) 2 月 17 日

経済産業大臣 西村 康稔 様

山口県知事 村岡 嗣政

(仮称) 周南市長穂太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書に対する  
知事意見について

このことについて、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 10 条第 1 項及び電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 46 条の 7 第 1 項の規定に基づき、環境の保全の見地から別添のとおり意見を述べます。

なお、電気事業法第 46 条の 8 第 1 項の規定に基づく事業者への勧告に当たっては本意見を勘案されますようお願いいたします。

おって、本方法書に対する周南市長の意見は、別添写しのとおりです。

## (仮称)周南市長穂太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見

本事業は、パシフィコ・エナジー徳山合同会社が、周南市において、最大で出力76,800kW程度(交流)、対象事業実施区域の面積約190.7haの太陽電池発電所を設置する事業であり、再生可能エネルギーの導入促進、温室効果ガスの排出削減による気候変動対策への寄与、環境負荷が少なく安定的な電力の供給、地域経済の活性化へ貢献することを目的としている。

一方、本事業の対象事業実施区域には、特定植物群落や巨樹・巨木林が存在するほか、その周辺には、地域の重要な水源である錦川が流れており、本事業による環境保全上の影響が懸念される。

今後、方法書の記載事項はもとより、以下の事項についても十分留意した上で、適切に環境影響評価を実施し、その結果を踏まえ、環境影響評価準備書(以下「準備書という。」)を作成すること。

### 1 全体的事項

(1) 環境影響評価を行う過程において、評価項目及び手法の選定等に係る新たな事情が生じた場合は、必要に応じて評価項目及び手法の見直しを行うなど、適切に対応すること。

(2) 環境影響評価の結果を踏まえ、予測の不確実性が大きい場合や効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合等においては、事後調査の項目を適切に選定すること。

また、水環境や動植物・生態系など、本事業の実施による経時的な変動が見込まれる項目については、環境モニタリングの実施についても検討すること。

(3) 準備書の作成に当たっては、工事の実施や施設の稼働時の状況等について、先行事例の実績も踏まえた写真等の利用や、図の適切な配色の選択などにより、一般の縦覧に供することを踏まえた具体的で分かりやすい記載となるよう工夫すること。

(4) 今後の手続きに当たっては、地域住民等に対し、事業の実施に伴う環境影響はもとより、地域住民等の懸念事項について、積極的な情報提供や丁寧な説明に努めるなど、真摯に対応し、相互理解の促進に努めること。

### 2 個別的事項

#### (1) 騒音

対象事業実施区域及びその周辺には、複数の住居等が存在しており、パワーコンディショナ等の騒音の発生源となる設備による影響が懸念される。については、これら発生源の配置を明確に記載した上で、その位置を踏まえて適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を分かりやすく記載すること。

## (2) 水環境

対象事業実施区域の周辺には、地域の重要な水源である錦川が存在しており、工事の実施に伴う濁水の発生、施設の存在に伴う表流水の増加など、水環境への影響が懸念されることから、適切な排水処理設備等の配置や規模等の設定が重要である。このため、近年増加している局所集中的な降雨の傾向を踏まえるとともに、現地観測等により降雨強度を正確かつ詳細に把握した上で、広大な面積が太陽電池に改変される事業特性を考慮した流出係数などを用いて、適切に調査、予測及び評価を行うこと。なお、流出係数等の選定根拠については、準備書に明確かつ分かりやすく記載すること。

また、水環境への影響については、不確定な要素も多いことから、事業実施前後の浮遊物質等量の把握や、その結果に応じた順応的管理手法の導入についても検討すること。

## (3) 反射光

対象事業実施区域及びその周辺には、複数の住居等が存在しており、太陽電池からの反射光による影響が懸念される。このため、区域内の高低差や傾斜を明記した上で、季節変動も含めたシミュレーションを行うなど、住居や周辺道路等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、反射光による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

## (4) 土地の安定性

工事計画の検討に当たっては、樹木の伐採や土地の改変を最小限に抑えた上で、切土及び盛土の箇所、切土高及び盛土高並びに切土量及び盛土量を準備書に具体的に記載し、土地の安定性について適切に調査、予測及び評価を行うこと。

## (5) 動植物・生態系

ア 本事業は、ゴルフ場として整備された土地に太陽電池発電設備等を設置し、除草剤を用いない管理手法を採用することにより、ゴルフ場開発前への生態系の回復も含めた動植物への影響が期待される。については、動植物及び生態系への影響について適切に調査、予測及び評価を行うとともに、環境モニタリングの実施についても検討すること。

イ 対象事業実施区域には、特定植物群落である竜文寺樹林及び巨樹・巨木林であるモミが存在することから、太陽電池及び附帯設備等の配置等及び工事計画の検討に当たっては、現地調査によりその存在区域を明らかにし、生育環境への影響を回避又は極力低減した計画とすること。

また、対象事業実施区域の周辺に存在する市天然記念物の周方神社社叢や巨樹・巨木林等についても、その生育状況の把握に努めること。

## (6) 景観

対象事業実施区域の周辺には主要な眺望点である緑山が存在することから、本事業の実施により緑山からの眺望景観への影響が懸念される。このため、緑山からの眺望景観の変化に配慮した太陽電池発電設備等の配置等を検討すること。

## (7) 廃棄物

伐採木や解体廃棄物を含めた工事の実施に伴う廃棄物及び太陽電池発電設備等の処分に伴い発生する廃棄物について、その発生を抑制するとともに、準備書以降の図書において、予測・評価及び環境保全措置の検討を適切に実施すること。



周環第 2093 号  
令和 5 年 1 月 12 日

山口県知事  
村岡 嗣政 様

周南市長 藤井 律子  
(公印省略)

(仮称) 周南市長穂太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書について(回答)

令和 4 年 10 月 31 日付け令 4 環境政策第 432 号で照会がありました、環境影響評価方法書に対する本市の環境の保全の見地からの意見は下記のとおりです。

## 記

### 1. 総論

#### (1) 環境影響の回避及び低減に向けた配慮

事業区域及びその周辺は、錦川への集水区域であり、濁水の発生、パネル設置に伴う表面水及び浸透水の流れ方の変化による影響、住居等が存在するため反射光の影響、特定植物群落の竜文寺樹林と巨樹・巨木林であるモミの木の保全、緑山からの眺望景観、土地の改変等による動物・植物・生態系への影響、そして撤去時に伴うパネル等の産業廃棄物に関する環境影響が発生する可能性があると考えられるので、これらの点に留意した上で調査・予測・評価を実施すること。

#### (2) 地域住民等への積極的な情報提供

事業区域周辺の住民及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、十分な理解を得ながら事業を進めること。

#### (3) わかりやすい表現の工夫

一般の方が読むことに配慮し、以下のような工夫を検討すること。

ア 発電設備の概要において、一般の方は小規模の太陽光発電のイメージが強く、本事業でのパネル下の状況等を想定しづらいため、事業者実績によるパネル設置後の類似写真や 3 次的イメージ図等を活用すること。

イ 変電施設の表 2.2-4 において、パワーコンディショナーなどのサイズがイメージできないため、写真等を示すこと。

ウ 太陽光パネル配置計画図(図 2.2-4)、雨水排水施設等計画図(図 2.2-6(1)、図 2.2-6(2))等の図面において、文字が小さく読めないため、示したいデータ量に応じた図面の大きさとする等の配慮を行うこと。

エ 太陽光パネル配置計画図(図 2.2-4)において、24 台あるパワーコンディショナーの位置がわかりづらいため、色付け等の工夫をすること。

オ 工事内容の表 2.2-5 で建設機械などを想定しづらいため、それらの写真を示すこ

と。

カ 雨水排水施設等計画図（図 2.2-6(1)、図 2.2-6(2)）で、赤色系の色彩差が曖昧であるため、明確にすること。また、排水経路について事業前後の違いがわかりづらいため、比較できるように工夫すること。

キ 景観調査及び予測地点位置図（図 6.2-18）、人と自然との触れ合いの活動の場調査及び予想地点位置図（図 6.2-19）で、高さの位置関係がわからないため、事業実施区域及び調査地点の標高を明記すること。

#### （4）事後調査について

環境影響評価準備書作成段階において、稼働後のモニタリングが必要性的な重要項目があるか検討すること。

## 2. 各論

### （1）大気環境

騒音についての調査地点の設定根拠において、施設の稼働に伴い比較的騒音が大きいと考えられるパワーコンディショナー等の位置への配慮の有無を明確にすること。

### （2）水環境について

太陽光パネルの設置により、表流水増加、浸透水減少が考えられるので、降雨時流出水量が増加して、生活用水や農業用水に影響が出ないように、排水方法を工夫すること。また、太陽光パネルの下に植生を維持することは、濁水の流出を防ぎ、生態系の保持にもつながるので、パネルの設置間隔や高さ等について準備書以降に検討すること。

### （3）その他の環境

#### ア 土地の安定性について

土地の安定性の状況に関する現地調査の時期について、大雨の後など地盤がゆるんだ状態の時期等を検討すること。また、準備書以降において、傾斜がわかる図面を示すなど、事業区域内の切土・盛土後の傾斜が把握できるようにわかりやすく工夫すること。

#### イ 反射光について

自動車等の運転者への反射光による影響が懸念される場合は、主要な道路での反射光の交通への影響についても評価すること。また、準備書以降において、高低差の図面を示すなど、高低差が把握できるようにわかりやすく工夫すること。

### （4）廃棄物について

伐採木発生量、現有建築物解体廃棄物の発生量、施設の撤去あるいは更新時の廃棄物の発生量及びこれらの処理方法について、準備書以降に記載すること。

### （5）その他

経済産業省「発電所に係る環境影響評価の手引」の環境影響評価項目の選定において、太陽電池発電所に係る「参考項目」の事例に計上されていない事項であるが、住民の懸念事項として、導入する太陽光パネル等に鉛・ヒ素・セレン・カドミウム等

の有害物質が含まれる可能性や、含まれる場合はそれらの土壌等への流出の可能性について、また電磁波の程度やその健康影響について、明記し説明すること。

以上の検討の経緯及び内容については、その旨を準備書以降の図書に適切に記載すること。